

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく
保障措置検査及び保障措置に係る立入検査等実施要領

令和6年7月24日
原子力規制委員会

1. 目的

本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8の2第2項に規定する保障措置検査並びに第68条第1項、第4項、第10項及び第11項の規定に基づき実施する保障措置に係る立入検査等の実施方法について定めたものである。

2. 検査等の種別

検査等の種別は以下のとおりとする。

(1) 同時保障措置検査

保障措置検査のうち、我が国が国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の査察と同時に、IAEAから査察の実施について通告があった事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、国際規制物資の使用等に関する規則（令和6年原子力規制委員会規則第4号。以下「規則」という。）第15条第2項各号に掲げる検査を実施するもの。

(2) 単独保障措置検査

保障措置検査のうち、我が国が単独で実施するもの。

(3) 同時立入検査等

保障措置に係る立入検査等のうち、我が国がIAEAの査察と同時に、IAEAから査察等の実施について通告があった事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させるもの。

(4) 単独立入検査等

保障措置に係る立入検査等のうち、我が国が単独で実施するもの。

3. 検査等の実施者及び実施内容

3.1 保障措置検査

保障措置検査は、法第61条の8の2第2項の規定により原子力規制委員会の指定を受けた職員（以下「査察官」という。）が実施することができるほか、法第61条の23の2の規定に基づき、その業務の全部又は一部を、指定保障措置等検査実施機関に行わせることができる。指定保障措置等検査実施機関は、規則第27条で定める条件に適合する知識経験を有する者（以下「保障措置検査員」という。）に保障措置検査を実施させなければならない。

保障措置検査は、その対象が、核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）第98条Iに規定する「施設」の場合は、保障措置協定の補助取極である各施設の施設附属書（Facility Attachment）において個別に定められているところに従い、実施する。

また、保障措置検査の対象が、保障措置協定の追加議定書第18条jに規定する「施設外の場所」の場合は、保障措置協定の補助取極である施設外の場所附属書（LOF Attachment）に定められているところに従い、実施する。

¹ 法第68条第1項に基づく立入検査等の場所は、事務所又は工場若しくは事業所とされているが、法第68条第4項に基づく立入検査等の場所は、事務所又は工場若しくは事業所その他の場所とされている。

3.2 立入検査等

立入検査等は、法第 68 条第 1 項又は第 4 項の規定に基づき、原子力規制庁職員が実施する。また、原子力規制庁職員は、法第 68 条第 10 項又は第 11 項の規定に基づき、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

4. 単独保障措置検査年間計画の作成及び変更

原子力規制庁長官官房放射線防護企画課保障措置室長（以下「保障措置室長」という。）は、前年の年末時点において、IAEA の実在庫検認が毎年必ず実施されるものではないと IAEA との間で合意されている「施設外の場所」等から、実在庫検認を受けるべき事務所又は工場若しくは事業所を選定し、検査実施時期を定めて、単独保障措置検査年間計画を作成する。

保障措置室長は、単独保障措置検査年間計画作成後に IAEA から査察実施の通告があった「施設外の場所」等を単独保障措置検査の対象から除外するなど、必要に応じ当該計画を変更する。

5. 検査等の実施時期

保障措置検査の実施時期については、同時保障措置検査については IAEA からの査察実施の通告によるものとし、単独保障措置検査については単独保障措置検査年間計画に定める時期とする。

立入検査等の実施時期については、同時立入検査等については IAEA からの査察実施の通告によるものとし、単独立入検査等については実施の必要性が生じた時期とする。

6. 検査等の実施の通知

6.1 保障措置検査

同時保障措置検査については、検査の対象となる者に対し、あらかじめ IAEA からの通告を送付するとともに、検査の実施日時、実施事項及び検査を行う者（検査に同行する原子力規制庁職員を含む。以下「査察官等」という。）の氏名を通知する。

単独保障措置検査については、検査の対象となる者に対し、検査の実施日の原則 2 週間前までに、検査の実施日時、実施事項及び検査を行う査察官等の氏名を通知する。

6.2 立入検査等

同時立入検査等については、検査等の対象となる者に対し、あらかじめ IAEA からの通告を送付するとともに、検査等の実施日時、実施事項及び検査等を行う原子力規制庁職員の氏名を通知する。

単独立入検査等については、検査等の対象となる者に対し、検査等の実施日の原則 2 週間前までに、検査等の実施日時、実施事項及び検査等を行う原子力規制庁職員の氏名を通知する。

7. 検査等の実施

6. に基づき通知した実施事項について検査等を行うほか、状況に応じその他必要な事項についても検査等を行う。

査察官及び保障措置検査に係る立入検査等を行う原子力規制庁職員は、規則第 49 条第 1 項の規定による証明書又は原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 5 年原子力規制委員会規則第 1 号）の規定による証明書を適切に管理するとともに、保障措置検査又は立入検査等を実施するときは、これらのうちいずれかの証明書を携帯していることを確認する。

8. 違反事項の取扱い等

検査等において、法又は規則（以下「法令」という。）に違反する疑いのある事象を発見し又は報告を受けた場合は、当該事業者等に対し、当該事象に係る事実関係を確認する。

当該確認の結果、当該事象が法令に違反すると認められた場合には、保障措置室長はその旨を原子力規制委員会に報告し、その指示を受けて、法に基づく命令その他当該事実の重要度に応じた必要な措置を講じる。また、保障措置室長は、当該事象が法令に違反しないことが確認された場合においても、必要に応じ、原子力規制委員会に報告し、その指示を受けて必要な措

置を講じる。これらの措置を講じた場合には、その後も適切な時期に検査等を行い、その改善状況について確認する。

保障措置室長は、原子力規制委員会に報告しない事象についても、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者等に対して文書で改善を求め、その後も適切な時期に検査等を行い、その改善状況について確認する。

9. 検査等の結果の報告及び公表

保障措置室長は、毎年検査等の結果を取りまとめ、これを原子力規制委員会に報告し、公表する。

附 則

この規程は、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則の施行の日（令和3年2月22日）から施行する。

附 則

この規程は、国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則の施行の日（令和6年10月1日）から施行する。